

今年の税の申告受付について

町では2月16日(金)～3月15日(金)に役場3階大会議室で令和6年度分の町県民税と令和5年分の所得税の申告受付を行います。

混雑緩和のため、以下にご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

- ・収支内訳書、医療費控除の明細書は、あらかじめご自宅で作成してください。作成していない場合は、受付できません。
- ・混雑時、対象の行政区でない方は受付をご遠慮いただいたり、対象の行政区の方を優先的にご案内させていただく場合があります。
- ・土地建物や株式などの分離課税所得がある方、新たに住宅ローン控除を受ける方、青色申告をされる方、損失や損益通算等がある方、亡くなった方の申告(準確定申告)をされる方、および過年分(令和4年分以前)の所得税の申告をされる方は、直接税務署で申告してください。

また、町では所得税の申告書の本人控に受付印を押すことが出来ませんので、あらかじめご了承ください。詳細につきましては、広報2月号に掲載します。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線115

固定資産税のよくあるご質問とお願い

Q1 土地や建物を売ったのに、どうして納税通知書が来るの？

A1 1月1日現在の所有者の方に課税されるためです。

固定資産税は、原則、賦課期日と呼ばれる1月1日現在の所有者の方に対して課税されることとなっております。以下に、令和6年度の固定資産税について、例示いたします。

所有権移転日	令和6年度の納税義務者
令和5年12月25日	買主
令和6年1月5日	売主

『所有権移転日』は、実際の売買日等ではなく、『登記日』を指します。

※表題登記されていない家屋について、所有者の方が変更となった場合は、『未登記家屋所有権移転申告書』により、税務会計課へ申告をお願いいたします。

Q2 相続があったときは、役場に届出が必要なの？

A2 令和2年度税制改正により、申告が義務化されました。

近年増加する所有者不明土地への対策として、地方税法及び長瀬町税条例により、相続人の方の住所、氏名等の申告が義務化されました。つきましては、**ご自身が現所有者である(=法定相続人として固定資産を相続している)ことを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、『固定資産現所有者申告書』**により、申告をお願いいたします。

ただし、上記申告期限内に、「相続登記」又は「相続人代表者指定届出書」の届出(通常、死亡後のお手続の際にご記入いただいております。)をおこなっている場合、申告の必要はございません。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線113

『令和6年度償却資産申告』について

個人や法人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いる機械や装置、工具、器具、備品などで、原則、取得価額が10万円以上のものは、『償却資産』として、固定資産税の課税対象となります。

町内に以上のような資産を所有されている方は、令和6年1月1日現在の状況の申告をお願いいたします。

期 限：令和6年1月31日(水)

eLTAX (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) による電子申告もできます。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線113